# 駐車場法に基づく
# 路外駐車場設置(変更)の届出に関する関係法令等

平成２７年７月

札　幌　市

# 目　　次


① 駐車場法 ・・・・・・ ２

② 駐車場法施行令 ・・・・・・ ５

③ 駐車場法施行規則 ・・・・・・ ９

④ 駐車場管理規程例 ・・・・・・ １２

⑤ 道路交通法（抜粋） ・・・・・・ １８

⑥ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋） ・・・・・ １９
（通称：バリアフリー新法）

⑦ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抜粋）・・ ２１

⑧ 移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の
構造及び設備に関する基準を定める省令（抜粋） ・・・・・ ２２

⑨ 札幌市福祉のまちづくり条例（抜粋） ・・・・・・ ２３

⑩ 札幌市福祉のまちづくり条例施行規則（抜粋） ・・・・・・ ２５

## ①　駐車場法　（昭和 32 年 5 月 16 日法律第 106 号）

平成 23 年 8 月 30 日号外法律第 105 号

第一章　総則（第一条―第二条の二）
第二章　駐車場整備地区（第三条―第四条の二）
第三章　路上駐車場（第五条―第九条）
第四章　路外駐車場（第十条―第十九条）
第五章　建築物における駐車施設の附置及び管理（第二十条―第二十条の三）
第六章　雑則（第二十条の四）
第七章　罰則（第二十一条―第二十四条）
附則

### 第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　路上駐車場　駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

二　路外駐車場　道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

三　道路　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。

四　自動車　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。

五　駐車　道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条の二　国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努めなければならない。

### 第二章　駐車場整備地区（省略）

### 第三章　路上駐車場（省略）

### 第四章　路外駐車場

（駐車場整備地区内の路外駐車場の整備）

第十条（省略）

（構造及び設備の基準）

第十一条　路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

（設置の届出）

第十二条　都市計画法第四条第二項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。届け出てある事項を変更しようとするときも、また同様とする。

（管理規程）

第十三条　路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

２　前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　路外駐車場の名称

二　路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

三　路外駐車場の供用時間に関する事項

四　駐車料金に関する事項

五　前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

３　前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

４　路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

（路外駐車場管理者の責務）

第十五条　路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

２　路外駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

〔善良な管理者の注意義務〕

第十六条　路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

（助成措置）

第十七条　（省略）

（立入検査等）

第十八条　都道府県知事等は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（是正命令）

第十九条　都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

第五章　建築物における駐車施設の附置及び管理（省略）

第六章　雑則（省略）

第七章　罰則

第二十一条　第十九条の規定による都道府県知事等の命令に従わなかつた者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十二条　第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則　（省略）

## ②　駐車場法施行令　（昭和 32 年 12 月 13 日政令第 340 号）

最終改正：平成 26 年 12 月 24 日政令第 412 号

第一章　駐車場整備地区（第一条・第二条）
第一章の二　路上駐車場（第三条―第五条）
第二章　路外駐車場
第一節　構造及び設備の基準（第六条―第十五条）
第二節　駐車料金等（第十六条・第十七条）
第三章　特定用途（第十八条）
第四章　雑則（第十九条）
附則

### 第一章　駐車場整備地区（省略）

### 第一章の二　路上駐車場（省略）

### 第二章　路外駐車場

#### 第一節　構造及び設備の基準

（適用の範囲）

第六条　この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに適用する。

（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）

第七条　法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。

一　次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ　道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分

ロ　横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分

ハ　幼稚園、小学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）

ニ　橋

ホ　幅員が六メートル未満の道路

ヘ　縦断勾配が十パーセントを超える道路

二　路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三　自動車の駐車の用に供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上とすること。

四　自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。

五　自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ　専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。）　一・三メートル

ロ　その他の路外駐車場又はその部分　二メートル

2　前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一　前項第一号イに掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ　交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分

ロ　トンネル

二　橋

3　国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第一号イに掲げる道路の部分に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4　第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

（車路に関する技術的基準）

第八条　法第十一条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

一　自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。

二　自動車の車路の幅員は、イからハまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当

該イからハまでに定める幅員とすること。

イ　一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分　二・七五メートル（前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場又はその部分（以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。）の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、一・七五メートル）以上

ロ　一方通行の自動車の車路又はその部分（イに掲げる車路の部分を除く。）　三・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、二・二五メートル）以上

ハ　その他の自動車の車路又はその部分　五・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、三・五メートル）以上

三　建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。

イ　はり下の高さは、二・三メートル以上であること。

ロ　屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。）は、自動車を五メートル以上の内法（のり）半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法（のり）半径で回転させることができる構造）であること。

ハ　傾斜部の縦断勾（こう）配は、十七パーセントを超えないこと。

ニ　傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

（駐車の用に供する部分の高さ）

第九条　建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、二・一メートル以上でなければならない。

（避難階段）

第十条　建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

（防火区画）

第十一条　建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。）によつて区画しなければならない。

（換気装置）

第十二条　建築物である路外駐車場には、その内部の空気を一時間につき十回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

（照明装置）

第十三条　建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

一　自動車の車路の路面　十ルツクス以上

二　自動車の駐車の用に供する部分の床面　二ルツクス以上

（警報装置）

第十四条　建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

（特殊の装置）

第十五条　この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

第二節　駐車料金等

（駐車料金の額の基準）

第十六条　法第十三条第三項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。

一　能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。

二　自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。

三　自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

（供用時間等の明示）

第十七条　法第十二条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

第三章　特定用途　（省略）

第四章　雑則

（権限の委任）

第十九条　この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附則　（省略）

## ③　駐車場法施行規則　（平成 12 年 11 月 24 日運輸省・建設省令第 12 号）

最終改正：平成 26 年 7 月 25 日号外国土交通省令第 68 号

（路外駐車場に関する届出書及び添付図面）

第一条　駐車場法（以下「法」という。）第十二条の規定による届出は、別記様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

一　路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二　次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ　路外駐車場の区域

ロ　路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）

ハ　路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令（以下「令」という。）第七条第一項に規定する道路の部分及び橋

三　建築物である路外駐車場にあっては、縮尺二百分の一以上の各階平面図並びに二面以上の立面図及び断面図

（路外駐車場に関する管理規程）

第二条　法第十三条第二項第三号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。

２　法第十三条第二項第四号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、確定額をもって定めなければならない。

３　法第十三条第二項第五号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

第三条　法第十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　路外駐車場の構造上駐車することができない自動車

二　路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

（特殊装置認定の基準）

第四条　国土交通大臣は、令第十五条に規定する特殊の装置（以下「特殊装置」という。）であって、構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能（以下「安全機能」という。）について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、同条の規定に基づき、令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めるものとする。

２　前項の場合において、特殊装置が、その安全機能について認証を受けたものであるときは、当該特殊装置については、前項の国土交通大臣が定める基準のうち安全機能に係る部分に適合しているものとみなす。

（認証）

第五条　前条第二項の認証（以下単に「認証」という。）は、第七条から第九条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）が行うものとする。

２　認証を申請しようとする者（以下「認証申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。

一　認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　申請に係る特殊装置の名称及び型式
三　その他登録認証機関が必要と認める事項
（認証の更新）
第六条　認証は、五年以上十年以内において登録認証機関が定める期間（以下「有効期間」という。）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
２　前条第二項の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。
第七条～第二十二条　（省略）

附　則
（施行期日）
１　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
（路外駐車場に関する届出等に関する省令等の廃止）
２　次に掲げる省令は、廃止する。
一　路外駐車場に関する届出等に関する省令（昭和三十三年運輸省／建設省令第一号）
二　路上駐車場の利用に関する標識に関する省令（昭和三十三年建設省令第三号）
附　則〔平成一六年七月二日国土交通省令第七九号〕
この省令は、公布の日から施行する。
附　則〔平成一八年一一月六日国土交通省令第一〇四号〕
この省令は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律〔平成一八年五月法律第四六号〕の施行の日（平成十九年十一月三十日）から施行する。ただし、〔中略〕第二条の規定は、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十八年十一月三十日）から施行する。
附　則〔平成二三年一二月二六日国土交通省令第一〇二号〕
この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔平成二三年八月法律第一〇五号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
附　則〔平成二六年七月二五日国土交通省令第六八号〕
（施行期日）
１　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。
（経過措置）
２　この省令による改正後の駐車場法施行規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、その申請を行うことができる。新規則第十三条の規定による認証事務規程の届出についても、同様とする。
３　この省令の施行前に駐車場法施行令（以下この項及び次項において「令」という。）第十五条の規定により国土交通大臣が令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めた特殊の装置については、新規則第四条第一項の規定により国土交通大臣が令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めたものとみなす。

４　令第十五条に規定する特殊の装置については、新規則第四条第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

④　駐車場管理規程例　（平成 17 年 1 月 26 日国都街第 64 号）

１ 名称
　＊＊＊駐車場
　所在地　　○○県○○市○○区○丁目○番○号
２ 駐車場管理者
（１）所在地　○○県○○市○○区○丁目○番○号
（２）名　称　＊＊＊＊駐車場株式会社
（３）電　話　○○○（○○○）○○○○（代表）
（４）代表者　代表取締役社長　○○○○
第 1 章　総則（第 1 条－第 6 条）
第 2 章　利用（第 7 条－第 13 条）
第 3 章　駐車料金及び算定等（第 14 条－第 17 条）
第 4 章　引取りのない車両の措置（第 18 条－第 21 条）
第 5 章　保管責任及び損害賠償（第 22 条－第 26 条）
第 6 章　雑則（第 27 条）

第 1 章　総則
（通則）
第 1 条　本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。
（契約の成立）
第 2 条　駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。
（営業時間）
第 3 条　駐車場の営業時間は、毎日○○時から○○時までとする。
（時間制利用の利用期間）
第 4 条　駐車場の 1 回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して 7 日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。
（営業休止等）
第 5 条　管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。
（１）自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
（２）保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
（３）工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
（駐車できる車両）
第 6 条　駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ○．○m、幅○．○m、高さ○．○m及び重量○ｔを超えないものに限る。

第２章　利用

（駐車場の入出等）

第７条　車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

２ 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

３ 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。

４ 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

（駐車位置の変更）

第８条　管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）

第９条　利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

（１）徐行すること。

（２）追い越しをしないこと。

（３）出庫する車両の通行を優先すること。

（４）警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

（５）標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

（遵守事項）

第10条　前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

（１）所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。

（２）紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。

（３）他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。

（４）運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。

（５）場内において宿泊しないこと。

（６）車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。

（７）場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。

（８）駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。

（９）場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。

(10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

（入庫拒否）

第11条　管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

（１）駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。

（２）引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。

（３）著しい騒音や臭気を発するとき。

（４）非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。

（５）その他駐車場の管理上支障があるとき。

（出庫拒否）

第 12 条　管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

（１）利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。

（２）利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき

（事故に対する措置）

第 13 条　管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第 3 章　駐車料金及び算定等

（時間制駐車料金）

第 14 条　時間制駐車料金は、車両１台につき次の表のとおりとする。

| 時間区分 | 料金の額 |
|---|---|
| 普通時間<br>午前8 時から午後11 時まで | 駐車時間30 分（30 分未満は30 分に切り上げる）<br>につき　　金　　円 |
| 夜間時間<br>午後11 時から翌日の午前8 時まで | 駐車時間60 分（60 分未満は60 分に切り上げる）<br>につき　　金　　円 |

（消費税を含む）

（時間制駐車料金おける駐車時間）

第 15 条　時間制駐車料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

２ 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

（定期駐車券及び定期駐車料金）

第 16 条　定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

（１）料金

| 種類 | 有効時間 | 通用期間 | 料金 |
|---|---|---|---|
| 全日定期駐車券 | 午前0 時から午後12 時まで | １カ月 | 円 |
| 昼間定期駐車券 | 午前8 時から午後8 時まで | | 円 |
| 夜間定期駐車券 | 午後6 時から翌日午前8 時まで | | 円 |

（消費税を含む）

（２）定期駐車券による駐車場の利用等ついては、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。

② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。

③ 利用者は毎月 15 日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。

④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第 14 条の規定よる。

⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第 5 条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。

⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。

⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

（不正利用者に対する割増金）

第 17 条　時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その 2 倍相当額の割増金を収受する。

２ 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の 2 倍相当額の割増金を収受する。

（１） 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合

（２） 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

（３） 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

## 第 4 章　引き取りのない車両の措置

（引取りの請求）

第 18 条　時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第 4 条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して 7 日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

２ 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

３ 前２項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
４ 管理者は、第１項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第19条　管理者は、前条第１項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第20条　管理者は、第18条第１項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第21条　管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から３カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。
２ 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
３ 管理者は、第１項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

## 第５章　保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第22条　管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。
２ 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第23条　管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第 24 条　管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第 25 条　管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

（１）　自然災害その他不可抗力による事故

（２）　当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

（３）　管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

（４）　第 5 条の規定による営業休止等の措置

（５）　第 13 条の規定による措置

第 26 条　管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

## 第 6 章　雑則

（この規程に定めない事項）

第 27 条この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

## ⑤ 道路交通法　（昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号）

最終改正:平成 21 年 7 月 15 日法律第 79 号

（定義）

第 2 条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1　道路　道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項 に規定する道路、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項 に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

4　横断歩道　道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。

5　交差点　十字路、T 字路その他 2 以上の道路が交わる場合における当該 2 以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道）の交わる部分をいう。

9　自動車　原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。。

18　駐車　車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で 5 分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

19　停車　車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

（停車及び駐車を禁止する場所）

第 44 条　車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

1　交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

2　交差点の側端又は道路のまがりかどから 5 メートル以内の部分

3　横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5 メートル以内の部分

4　安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

5　乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

6　踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

## ⑥　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）

（通称：バリアフリー新法）

最終改正：平成 18 年 6 月 21 日法律第 92 号

（定義）

第 2 条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

10　路外駐車場管理者等　駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 12 条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 2 項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

11　特定路外駐車場　駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場（道路法第 2 条第 2 項第 6 号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

18　建築物特定施設　出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

25　路外駐車場特定事業　特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第 11 条　路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

２　路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

３　地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前 2 項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

４　路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第 53 条第 2 項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第 12 条　路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市及び同法第 252 条の 26 の 3 第 1 項の

特例市にあっては、それぞれの長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第 12 条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

２　前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

３　知事等は、前条第 1 項から第 3 項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第 53 条

２　知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

５　第 1 項から第 3 項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

６　第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 59 条　第 9 条第 3 項、第 12 条第 3 項又は第 15 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、300 万円以下の罰金に処する。

第 61 条　第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 63 条　次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

1　第 53 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 64 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 59 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

## ⑦　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則
## （平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 110 号）

最終改正：平成 18 年 6 月 21 日法律第 92 号

（特定路外駐車場の設置等の届出）

第 7 条　法第 12 条第 1 項 本文の規定による届出は、第 1 号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

一　特定路外駐車場の位置を表示した縮尺 1 万分の 1 以上の地形図

二　次に掲げる事項を表示した縮尺 200 分の 1 以上の平面図

イ　特定路外駐車場の区域

ロ　路外駐車場車いす使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 （平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 2 条第 1 項 に規定する路外駐車場車いす使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。）、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第 3 条第 1 項 に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。）その他の主要な施設

２　法第 12 条第 1 項 ただし書の主務省令で定める書面は、第 2 号様式により作成した届出書及び路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺 200 分の 1 以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

## ⑧　移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 112 号）

（路外駐車場車いす使用者用駐車施設）

第 2 条　特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を 1 以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

２　路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

1　幅は、350 センチメートル以上とすること。

2　路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

3　次条第 1 項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

（路外駐車場移動等円滑化経路）

第 3 条　路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち 1 以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

２　路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

1　当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

2　当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。

3　当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、120 センチメートル以上とすること。

ロ　50 メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

4　当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、段に代わるものにあっては 120 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。

ロ　勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあっては、8 分の 1 を超えないこと。

ハ　高さが 75 センチメートルを超えるもの（勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。）にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ　勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超え、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

（特殊の装置）

第 4 条　前 2 条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前 2 条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

## ⑨　札幌市福祉のまちづくり条例　（平成 10 年 12 月 15 日札幌市条例第 47 号）

第 2 条（定義）　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3)　公共的施設　学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、道路、公園その他の多数の者の利用する施設として規則で定めるものをいう。（規則 2 条、別表 1）

第 15 条（整備基準）　市長は、公共的施設の廊下、階段、傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、出入口、エレベーター、歩道、園路その他の規則で定める部分の構造、配置及び設備に関し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2　前項の整備基準は、規則で定める。（規則 3 条、別表 2）

第 16 条（整備基準の遵守）　公共的施設の新設若しくは新築（用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え（以下「新設等」という。）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、当該公共的施設の規模又は構造、地形の状況等により、当該公共的施設の部分を整備基準に適合させることが著しく困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

2　この章の規定の施行の際現に存する公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

第 17 条（公共的施設の新設等の事前協議）　公共的施設（規則で定める公共的施設を除く。以下この条から第 20 条までにおいて同じ。）の新設等をしようとする者（以下「施設新設者等」という。）は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事の内容について市長と協議しなければならない。当該協議の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも同様とする。（規則 4 条、5 条、6 条）

2　市長は、前項の規定による協議に係る公共的施設の新設等の内容が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議に係る施設新設者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

第 18 条（工事完了の届出、完了検査等）　施設新設者等は、公共的施設の新設等に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、当該公共的施設に係る整備基準への適合に関し市長の検査を受けなければならない。（規則 7 条）

2　市長は、前項の規定による工事完了の届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導することができる。

3　市長は、第 1 項の規定による検査を行った場合において、当該検査に係る公共的施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該公共的施設に係る施設新設者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

第 19 条（勧告）　市長は、第 17 条の規定による協議に係る公共的施設の新設等の内容が整備基準に著しく適合しないと認めるときは、当該公共的施設に係る施設新設者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2　市長は、第 17 条の規定による協議が整った場合において、当該施設新設者等が当該整った協議の内容と異なる工事をしたと認めるときは、当該施設新設者等に対し、必要な勧告をすることが

できる。

3　市長は、施設新設者等が第 17 条の規定による協議をせずに公共的施設の新設等に着手したと認めるときは、当該施設新設者等に対し、当該協議をすべきことを勧告することができる。

第 20 条（公表）　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。

3　市長は、第 1 項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者の意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、その他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

第 21 条（機能の維持）　公共的施設を所有し、又は管理する者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

第 22 条（既存の公共的施設の措置に関する報告の徴収等）　市長は、必要があると認めるときは、既存の公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、当該公共的施設における障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の状況について報告を求めることができる。

2　市長は、前項の報告があったときは、当該報告をした者に対し、整備基準を勘案して、必要な指導及び助言をすることができる。

第 23 条（適合証の交付）　市長は、公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票を交付するものとする。（規則 8 条）

第 25 条（報告の徴収及び立入調査）　市長は、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条第 2 項、第 23 条及び前条の規定の施行に必要な限度において、公共的施設を所有し、又は管理する者（施設新設者等を含む。）に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況その他必要な事項について調査させることができる。（規則 10 条）

2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

## ⑩　札幌市福祉のまちづくり条例施行規則　（平成 11 年 2 月 9 日札幌市規則第 3 号）

第 2 条（公共的施設）　条例第 2 条第 3 号の規則で定める公共的施設は、別表 1 のとおりとする。

第 3 条（整備基準）　条例第 15 条第 1 項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

(1)　廊下その他これに類するもの

(2)　階段（その踊場を含む。以下同じ。）

(3)　傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）

(4)　便所

(5)　敷地内の通路

(6)　駐車場

(7)　出入口

(8)　エレベーター及び乗降ロビー

(9)　エスカレーター

(10)　洗面所（便所に併設するものを含む。以下同じ。）

(11)　浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室

(12)　客室（別表 1　1 の項第 7 号に掲げる施設の客室に限る。以下同じ。）

(13)　観覧席及び客席

(14)　公衆電話

(15)　カウンター及び記載台

(16)　案内設備

(17)　改札口及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）

(18)　券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機

(19)　授乳及びおむつ替えの場所

(20)　緊急避難施設

(21)　水飲み場

(22)　視覚障害者誘導用ブロック

(23)　歩道

(24)　立体横断施設

(25)　地下歩道

(26)　園路

(27)　公園内のベンチ及び野外卓

2　条例第 15 条第 2 項の規定により規則で定める整備基準は、別表 2 のとおりとする。

第 4 条（事前協議を要しない公共的施設）　条例第 17 条第 1 号の規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。

(2)　別表 1　4 の項に掲げる路外駐車場のうち、次に掲げるもの。

ア　自動車の駐車の用に供する部分の面積（増築等の場合にあっては、当該増築等を行った後の面積。イにおいて同じ。）の合計が 1,000 平方メートル未満のもの

イ　自動車の駐車の用に供する部分の面積が 1,000 平方メートル以上のもので駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 12 条の規定による設置又は変更の届出を要しないもの

(3)　前2号に掲げるもののほか、別表1　1の項に掲げる建築物で建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請を要しないもの

第5条（公共的施設の新設等の事前協議）　条例第17条第1項の規定による協議は、同項前段の協議の場合にあっては公共的施設新設等事前協議書を、同項後段の協議の場合にあっては公共的施設新設等変更事前協議書を市長に提出して行わなければならない。

2　前項の協議書には、整備基準チェックリスト及び別表3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる図書を添付しなければならない。

3　条例第17条第1項の規定による協議は、次の各号に掲げる公共的施設の区分に応じ、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

(1)　建築基準法第6条第1項（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（同法第6条の2第1項（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定により同法第6条第1項の規定による確認とみなされる場合を含む。）の申請（設計変更による申請を含む。以下「確認申請」という。）を要する公共的施設　確認申請をしようとする日の14日前

(2)　前号以外の公共的施設　工事の着手予定日の30日前

第6条（軽微な変更）　条例第17条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1)　工事の内容に係る変更のうち整備基準の適用の変更を伴わないもの

(2)　工事の着手予定日又は完了予定日の3月以内の変更

第7条（工事完了の届出）　条例第18条第1項の規定による届出は、工事完了届出書により行わなければならない。

2　前項の届出書には、写真その他の整備基準への適合状況が分かる書類（以下「写真等」という。）を添付しなければならない。

第8条（適合証の交付）　適合証（条例第23条の整備基準に適合していることを証する証票をいう。以下同じ。）の交付を請求しようとする者は、適合証交付請求書を市長に提出しなければならない。

2　前項の請求書には写真等（条例第17条の規定による協議を経ていない場合には、整備基準チェックリスト、別表3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる図書及び写真等）を添付するものとする。

3　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から適合証を返還させることができる。

(1)　虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。

(2)　交付の対象となった施設が改修等により整備基準に適合しなくなったとき。

(3)　その他適合証を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

第10条（身分証明書）　市長は、条例第25条第1項の規定により立入調査をする職員に対し、身分証明書を交付するものとする。

第18条（事前協議書等の様式）　この規則に定める事前協議書等の様式（以下「様式」という。）は、市長が別に定める。

2　市長は、前項の規定により様式を定めたときは、その様式を告示するものとする。様式を変更するときも同様とする。

別表１（規則第２条、第４条、第９条関係）

［公共的施設］

| 番号 | 種別 | 公共的施設 |
|---|---|---|
| 1 | 建築物 | (1)　学校<br>(2)　病院又は診療所<br>(3)　劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設<br>(4)　集会場、公会堂その他これらに類する施設<br>(5)　展示場その他これに類する施設<br>(6)　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗<br>(7)　ホテル、旅館その他これらに類する施設<br>(8)　事務所（官公署を含む。）<br>(9)　共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類する施設<br>(10)　老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する施設<br>(11)　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設<br>(12)　体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設<br>(13)　遊技場<br>(14)　博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設<br>(15)　公衆浴場<br>(16)　飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設<br>(17)　郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、動物病院、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗<br>(18)　自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設<br>(19)　工場<br>(20)　車両の停車場又は航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの<br>(21)　自動車の停留又は駐車のための施設<br>(22)　公衆便所<br>(23)　火葬場<br>(24)　神社、寺院、教会その他これらに類する施設<br>(25)　地下街 |
| 4 | 路外駐車場 | 駐車場法第２条第２号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。） |

別表２（規則第３条関係）

［整備基準］

１　建築物（その敷地部分を含む）

| 整備項目 | 整備基準 |
|---|---|
| １　廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。) | 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。<br>イ　階段の上端及び下端又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。3 の項までにおいて同じ。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。<br>（ア）　こう配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの<br>（イ）　高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、こう配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの<br>（ウ）　主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの<br>ウ　壁面には、原則として突出物を設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。<br>エ　必要に応じ、手すりを設けること。<br>オ　手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導のための点字表示を行うこと。 |
| ２　階段 | 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　段がある部分には両側に手すりを設け、踊場には必要に応じて手すりを設けること。<br>イ　手すりは、端部が突出しない構造とし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導等のための点字表示を行うこと。<br>ウ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。<br>エ　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。<br>オ　段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。<br>カ　段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。<br>（ア）　1 の項イ(ウ)に定めるもの<br>（イ）　段がある部分と連続して手すりを設けるもの<br>キ　主たる階段は、回り階段でないこと。<br>ク　縁端には、壁又はつえの脱落を防止するために必要な立ち上がりを設けること。<br>ケ　段の幅、けあげ及び踏面並びに踊場の幅は、障害者、高齢者等が円滑に昇降できるものとすること。 |

| | |
|---|---|
| 3　傾斜路 | 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　こう配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超える傾斜がある部分には両側に手すりを設け、その他の部分には必要に応じて手すりを設けること。<br>イ　手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導等のための点字表示を行うこと。<br>ウ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。<br>エ　傾斜がある部分は、その前後の水平部分との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。<br>オ　傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。<br>(ア)　1 の項イ(ア)から(ウ)までに定めるもの<br>(イ)　傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの<br>カ　傾斜がある部分の始終端部又は傾斜路の曲がり角、折り返し及び他の通路との交差部には、踏幅が 150 センチメートル以上の水平部分を設けること。<br>キ　縁端には、壁又は車いすの脱輪その他の事故を防止するために必要な立ち上がりを設けること。 |
| 4　便所 | (1)　多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。以下この号において同じ。)内に、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用できる便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を 1 以上設けること。<br>イ　便所の出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。<br>ウ　便所内に段を設けないこと。<br>エ　床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。<br>(2)　車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　腰掛便座には、両側に手すりを設けること。<br>イ　腰掛便座は、できる限り前方及び両側から移乗しやすい位置に設けること。<br>ウ　車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されていること。<br>エ　洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとすること。<br>オ　当該車いす使用者用便房を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。<br>カ　荷物台が適切に配置されていること。<br>キ　出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。<br>ク　床面積の合計が 5,000 平方メートル以上の建築物(別表 1　1 の項第 20 号に掲げる施設を除く。)又は同号に掲げる施設に設ける車いす使用者用便房(不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)の 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設けること。<br>(3)　多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する男子用小便器 |

| | |
|---|---|
| | のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、手すりが適切に配置された床置式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けなければならない。<br>(4)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する便所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、出入口又はその付近に、必要に応じ、点字による案内設備を設けなければならない。<br>(5)　床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に不特定かつ多数の者が利用する便所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、乳児用いす又は乳児用ベッドを設けなければならない。 |
| 5　敷地内の通路 | 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。<br>イ　段(その踊場を含む。)を設ける場合には、2の項ア、イ、エ、オ、ク及びケに定めるものとすること。<br>ウ　傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。<br>(ア)　こう配が12分の1を超える傾斜がある部分又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には両側に手すりを設け、その他の部分には必要に応じて手すりを設けること。<br>(イ)　3の項イ、エ、カ及びキに定めるものとすること。<br>エ　排水溝を設ける場合には、つえの脱落、車いすの脱輪等を防止する構造の溝ぶたを設けること。 |
| 6　駐車場 | (1)　多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上(駐車施設の総数が100を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上)設けなければならない。<br>(2)　前号の規定により設ける車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　幅は350センチメートル以上とし、奥行きは600センチメートル以上とすること。<br>イ　車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設が車いす使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。ただし、別表1　1の項第9号に掲げる施設に車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、この限りでない。<br>ウ　7の項第1号エに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。<br>(3)　車いす使用者用駐車施設を設ける場合(別表1　1の項第9号に掲げる施設に設ける場合を除く。)には、道路から駐車場へ通ずる出入口付近に車いす使用者用駐車施設がある旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示し、かつ、道路から駐車場へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路について誘導のための表示を行わなければならない。 |
| 7　障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。) | (1)　次に掲げる場合には、それぞれ当該アからエまでに定める経路のうち1以上を、利用円滑化経路にしなければならない。<br>ア　建築物に、多数の者が教育、医療、娯楽、集会、購買、宿泊、入浴、執務その他これらに類する目的のために利用し、又は主として障害者、高齢者等がこれらの目的のために利用する室(当該建築物を管理する者又はその従業員が専ら使用するものを除き、直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに当該室がある建築物(当該直上階 |

又は直下階の当該室が不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものである建築物を除く。)にあっては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。)を設ける場合　道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路

イ　別表1　1の項第9号に掲げる施設の住戸又は住室(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに当該住戸又は住室がある建築物(当該直上階又は直下階の当該住戸又は住室が主として障害者、高齢者等が利用するものである建築物を除く。)にあっては、地上階にあるものに限る。以下「住戸等」という。)を設ける場合　道等から当該住戸等までの経路

ウ　建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合　利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。エにおいて同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路

エ　建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合　当該車いす使用者用駐車施設から利用居室又は住戸等までの経路

(2)　前号の利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

ア　当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターを併設する場合は、この限りでない。

イ　当該利用円滑化経路を構成する出入口(直接客室又は住戸等へ通ずるものを除く。)は、次に掲げるものであること。

（ア）　直接地上へ通ずる出入口の幅は内のりを90センチメートル以上とし、当該出入口以外の出入口の幅は内のりを80センチメートル以上とすること。

（イ）　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（ウ）　戸を設ける場合において、当該戸にガラスを使用するときは、安全な材種を使用すること。この場合において、全面をガラスとするときは、視覚障害者の衝突を防止するための措置を講ずること。

ウ　当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

（ア）　幅は、内のりを140センチメートル以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けるものにあっては、120センチメートル以上とすること。

（イ）　戸を設ける場合には、イ(イ)及び(ウ)に定めるものとすること。

エ　当該利用円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、3の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

（ア）　幅は、階段に代わるものにあっては内のりを140センチメートル以上(ウ(ア)ただし書に該当する廊下等へ直接通ずるものにあっては、120センチメートル以上)とし、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。

（イ）　こう配は、12分の1を超えないこと。

（ウ）　高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

オ　当該利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

（ア）　床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表1　1の項第1号及び第9号に掲げる施設を除く。)に設けるものにあっては、次に掲げるものであること。

a　かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。

b　かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

c　かごは、利用居室、住戸等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
d　かご及び昇降路の出入口の幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。
e　かごの奥行きは、内のりを135センチメートル以上とすること。
f　乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは内のりを150センチメートル以上とすること。
g　かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
h　かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
i　乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
j　かご内には、両側に手すりを設けること。
k　かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。
l　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、aからkまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものにあっては、この限りでない。
(a)　かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
(b)　かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。
(c)　かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
(d)　乗降ロビーには、(b)に定める構造の制御装置の位置を知らせる視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
(イ)　床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表1　1の項第1号及び第9号に掲げる施設に限る。)に設けるものにあっては、(ア)cからkまで並びに1(a)及び(c)に定めるものであること。
(ウ)　床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物(別表1　1の項第1号及び第9号に掲げる施設を除く。)に設けるものにあっては、次に掲げるものであること。
a　かごの大きさは、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとすること。
b　(ア)c、d及びfからkまでに定めるものとすること。
c　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものにあっては、a及びbに定めるもののほか、(ア)1(a)から(d)までに定めるものとすること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものにあっては、この限りでない。
(エ)　床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物(別表1　1の項第1号及び第9号に掲げる施設に限る。)に設けるものにあっては、(ア)c、d、fからkまで並びに1(a)及び(c)並びに(ウ)aに定めるものとすること。
カ　当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、5の項の規定によるほか、次

| | |
|---|---|
| | に掲げるものであること。<br>（ア）　幅は、140センチメートル以上（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものにあっては、180センチメートル以上）とすること。<br>（イ）　戸を設ける場合には、イ（イ）及び（ウ）に定めるものとすること。<br>（ウ）　傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。<br>a　幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものにあっては、180センチメートル以上）、段を併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。<br>b　こう配は、20分の1を超えないこと。ただし、消融雪装置を設けるなど車いす使用者が円滑に利用できる措置を講じたものにあっては、12分の1を超えないこと。<br>c　高さが50センチメートルを超えるものにあっては、高さ50センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。<br>(3)　第1号ア又はイに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前号カの規定によることが困難である場合における前2号の規定の適用については、第1号ア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあり、及び同号イ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。 |
| 8　視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。） | (1)　建築物又はその敷地に当該建築物の案内所又は案内設備（以下「案内所等」という。）を設ける場合には、道等から当該案内所等までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にしなければならない。ただし、道等から当該案内所等までの経路が次に掲げるものである場合は、この限りでない。<br>ア　道等から主として自動車の駐車の用に供する施設までのもの<br>イ　建築物内にある当該建築物を管理する者又はその従業員が常時勤務する案内所等から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が第3号に定める基準に適合するもの<br>(2)　建築物又はその敷地に当該建築物の案内所等を設けない場合には、道等から当該建築物の直接地上へ通ずる出入口までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にしなければならない。ただし、道等から当該建築物の直接地上へ通ずる出入口までの経路が前号アに定めるものである場合は、この限りでない。<br>(3)　視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　当該視覚障害者利用円滑化経路に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。<br>イ　当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。<br>（ア）　車路に近接する部分<br>（イ）　段がある部分の上端及び下端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（1の項イ（ア）若しくは（イ）に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。）<br>ウ　当該視覚障害者利用円滑化経路上に回り段を設けないこと。 |
| 9　エスカレーター | 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するエスカレーターを設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。 |

| | |
|---|---|
| | ア　乗降口部分の移動手すりは水平部分を120センチメートル以上とし、これと連続する固定手すりを設けること。<br>イ　踏み段及びくし板の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。<br>ウ　踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。<br>エ　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエスカレーターには、乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、かつ、アの固定手すりに誘導等のための点字表示を行うこと。 |
| 10　洗面所 | 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する洗面所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　段を設けないこと。<br>イ　床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。<br>ウ　車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器及び鏡を1以上設けること。<br>エ　洗面器の1以上には、手すりを設け、かつ、障害者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。 |
| 11　浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室(以下「浴室等」という。) | 別表1　1の項第2号、第7号、第10号から第12号まで及び第15号に掲げる施設に多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室等(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　室内には、構造上やむを得ない場合を除き、階段又は段を設けないこと。<br>イ　床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。<br>ウ　必要に応じ、手すりを設けること。<br>エ　車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。<br>オ　浴室の浴槽は、縁の高さ等を障害者、高齢者等の安全な利用に配慮したものとすること。<br>カ　浴室及びシャワー室には、いすを設けること。<br>キ　浴室及びシャワー室には、障害者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。<br>ク　脱衣室及び更衣室には、車いす使用者が円滑に利用できる高さの脱衣用ベンチを1以上設けること。 |
| 12　客室 | (1)　別表1　1の項第7号に掲げる施設(床面積の合計が3,000平方メートル未満のものを除く。)に設ける客室のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保され、かつ、ベッド、手すり等が適切に配置されていること。<br>イ　出入口の幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。<br>ウ　戸は障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。<br>エ　スイッチ類は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。<br>オ　便所は、4の項第1号ウ及びエ並びに第2号アからキまでに定めるものとすること。<br>カ　洗面所は、10の項アからエまでに定めるものとすること。<br>キ　浴室等は、次に掲げるものであること。<br>(ア)　11の項イからクまでに定めるものとすること。<br>(イ)　段を設けないこと。 |

| | |
|---|---|
| | （ウ） 施設を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。<br>ク ファクシミリ、点字付き電話機その他聴覚障害者及び視覚障害者が円滑に利用できるよう配慮した設備を設けること。<br>ケ 聴覚障害者に配慮した非常警報装置を設けること。<br>(2) 前号の規定により設ける客室は、非常時に避難しやすい場所に設けなければならない。 |
| 13 観覧席及び客席(以下「観覧席等」という。) | (1) 別表1 1の項第3号、第4号及び第12号に掲げる施設に多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する観覧席等を設ける場合には、そのうち2以上(観覧席等の総数が200を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上)を、車いす使用者用の区画(以下「車いす使用者用席」という。)にしなければならない。ただし、構造上当該数とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者が円滑に観覧できる措置を講じた場合は、この限りでない。<br>(2) 車いす使用者用席は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア 床は、水平とすること。<br>イ 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。<br>(3) 観覧席等のある室の出入口のうち利用円滑化経路を構成するものから車いす使用者用席までの通路は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア 幅は、内のりを140センチメートル以上とすること。<br>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。<br>ウ 階段又は段を設けないこと。<br>エ 傾斜路を設ける場合には、3の項カ及びキ並びに7の項第2号エ(イ)及び(ウ)に定めるものであること。<br>(4) 第1号の施設に不特定かつ多数の者が利用する観覧席等を設ける場合には、補聴装置を1以上設け、補聴装置が設けられている旨を見やすい方法により表示しなければならない。 |
| 14 公衆電話 | 公衆電話を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア 出入口を設ける場合には、その幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。<br>イ 出入口を設ける場合において、当該出入口に戸を設けるときは、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。<br>ウ 出入口を設ける場合には、階段又は段を設けないこと。<br>エ 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。<br>オ 難聴者及び視覚障害者が円滑に利用できる電話機を設けること。 |
| 15 カウンター及び記載台 | カウンター及び記載台を設ける場合には、そのうち1以上は、車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保しなければならない。 |
| 16 案内設備 | (1) 施設の案内を行う案内設備を設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。<br>ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとすること。 |

| | |
|---|---|
| | イ　必要に応じ、点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる設備を設けること。<br>ウ　案内用図記号を使用する場合は、できる限り日本工業規格に定める標準案内用図記号を使用すること。<br>エ　敷地内の通路に設ける場合には、積雪等に配慮した高さに設けること。<br>(2)　利用者に対する呼出しを行う案内設備を設ける場合には、音声及び文字により呼出しを行うものでなければならない。 |
| 17　改札口及びレジ通路 | 改札口及びレジ通路を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　幅は、内のりを90センチメートル以上とすること。<br>イ　段を設けないこと。<br>ウ　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。<br>エ　必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 |
| 18　券売機、自動販売機及び現金自動預入･支払機(以下「券売機等」という。) | (1)　券売機等を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。<br>イ　車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。<br>ウ　操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。<br>(2)　視覚障害者が円滑に利用できる措置を講じた券売機等を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 |
| 19　授乳及びおむつ替えの場所 | 必要に応じて円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設け、当該場所を設ける場合には、乳児用ベッド等を設けるとともに、その旨を見やすい方法により表示しなければならない。 |
| 20　緊急避難施設 | 別表1　1の項第7号に掲げる施設(床面積の合計が3,000平方メートル未満のものを除く。)並びに同項第10号及び第11号に掲げる施設に設ける緊急避難施設は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　非常警報装置は、視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせる光、文字、音声等の設備を併設し、火災報知と連動したものとすること。<br>イ　一斉放送できる設備を設けること。 |
| 21　水飲み場 | 水飲み場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。<br>イ　車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。<br>ウ　障害者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を設けること。<br>エ　床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 |
| 22　視覚障害者誘導用ブロック | 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　原則として日本工業規格に定める形状とすること。<br>イ　色は、原則として黄色とし、周囲の部分との明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものとすること。<br>ウ　材質は、十分な強度を有し、ぬれても滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は |

| | |
|---|---|
| | 輝度の低下が少ない素材とすること。<br>エ　安全に配慮して、できる限り直線的に、かつ、連続的に敷設すること。<br>オ　壁面又は床に突出物がある場合には、当該突出物から適切な距離を確保して敷設すること。 |

4　路外駐車場

| 整備項目 | 整備基準 |
|---|---|
| 路外駐車場 | (1)　路外駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を 1 以上(駐車施設の総数が 100 を超える場合にあっては、当該総数に 100 分の 1 を乗じて得た数以上)設けなければならない。<br>(2)　前号の規定により設ける車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。<br>ア　1　建築物の表 6 の項第 2 号ア及びイに定めるものとすること。<br>イ　歩行者用出入口(歩行者用出入口がない場合にあっては、車両用出入口)から当該車いす使用者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。<br>(3)　道路から駐車場へ通ずる出入口付近には、車いす使用者用駐車施設がある旨及び当該出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路を積雪等に配慮して見やすい方法により表示しなければならない。<br>(4)　第 2 号イの経路上には、段を設けてはならない。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。<br>(5)　歩行者用通路は、1　建築物の表 5 の項並びに 7 の項第 2 号カ(ア)及び(ウ)に定めるものでなければならない。 |

別表３（規則第５条、第８条、第９条関係）

［事前協議添付図書］

| 区分 | 図書 | |
|---|---|---|
| | 種類 | 明示すべき事項 |
| 建築物 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物及びその出入口の位置並びに駐車場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅 |
| | 各階平面図 | 縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅並びに駐車場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅 |
| | 立面図 | 縮尺及び床の高さ |
| 路外駐車場 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における出入口の位置並びに車いす使用者用駐車施設その他の整備項目に係る部分の位置及び幅員 |
| 共通 | その他市長が必要と認める図書 | |

この冊子は、以下のサイトからダウンロードすることができます。ぜひご利用ください。

http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/tyusya/todokede.html

〒 060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市市民まちづくり局総合交通計画部交通計画課
TEL（011）211－2275　FAX（011）218-5114